

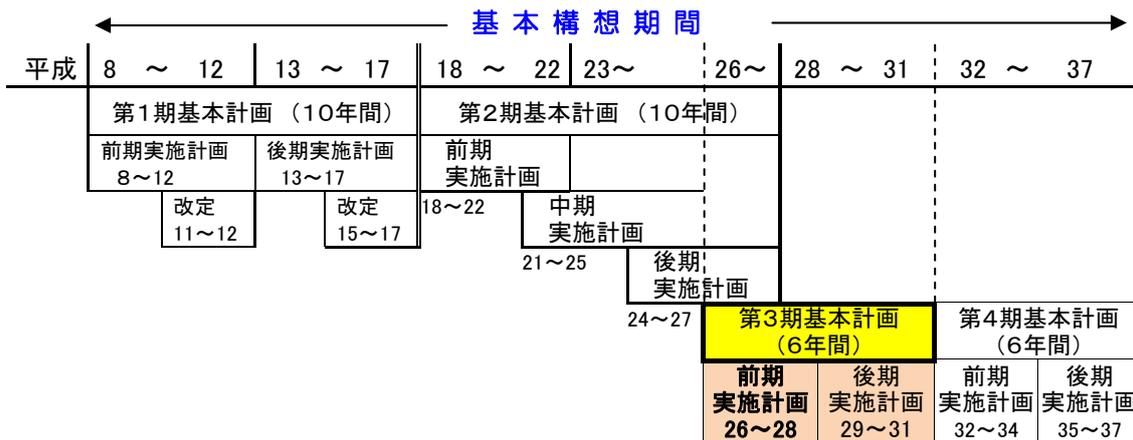
第3次鎌倉市総合計画次期基本計画 前期実施計画策定方針

この方針は、第3次鎌倉市総合計画次期基本計画（平成26年度から28年度。以下「次期基本計画」という。）に係る前期実施計画を策定するための基本的な事項を定めるものです。

1 計画策定の趣旨

実施計画は、鎌倉市総合計画条例（平成24年6月条例第1号）第2条第4号に規定されている通り、基本計画で示される「目標とすべきまちの姿」や「主な取組」を、計画的・効果的に実施していくための具体的な事業概要を示すもので、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的指針とする短期計画として定めてきたところです。

このたび、平成26年度を初年度とする次期基本計画に基づき、新たな3年間の前期実施計画を策定し、**第2期基本計画後期実施計画は平成25年度末で終了**することとします。前期実施計画の計画期間は、平成26年度から28年度までの3年間とします。



2 次期基本計画前期実施計画の考え方

従来の実施計画事業は、基本計画の各分野の中で実施する政策的事業（予算規模の大きい事業、サービスの上乗せ・横出しに係る事業、施設の建設に係る事業など）を中心に、予算や工程などを示してきました。しかし、こうした形で構築してきた実施計画事業は、計画規模が拡大し、平成24年度から27年度までの第2期基本計画後期実施計画は、4年間で約107億円の財源不足（対財政推計比）が生じています。

そこで、持続可能な都市経営をこれまで以上に推進するため、基本構想の一部修正及び基本計画の策定を前倒して実施しているところです。基本構想の一部修正においては、**歳入・歳出バランスを堅持し、財政基盤の健全化に努め、持続可能な都市経営を確立していく**こととしています。そして、**重要性・緊急性を踏まえた、施策の選択と集中を基本に、真に市民に必要な施策を進める**こととしています。

この考え方に基づき、次期基本計画前期実施計画を策定するものです。

3 次期基本計画前期実施計画の概要

次期基本計画前期実施計画は、「実施事業」と「重点事業」で構成します。これにより、**市民に対し市の全ての事業を明らかにするとともに、実施計画期間内に進める重点事業を明らかにします。**

事業の構築にあたっては、**施策の選択と集中による事業量の適正化を図りながら進めます。**

(1) 実施事業

本市の事業は全て基本計画に基づき実施するものです。これまでは、その関連性が明確となっていなかったことから、次期基本計画前期実施計画では、基本計画と事業の関連性を明確にし、市が行う全ての事業を、基本計画を推進するための「実施事業」と位置付けます。従って、平成 26 年度以降も継続する第 2 期基本計画後期実施計画事業も含め、全ての事業を「実施事業」として、“実施計画”でその概要を示すこととします。

(2) 重点事業

ア 「重点事業」の考え方

「実施事業」の内、次期基本計画において計画期間内に優先的に取り組むこととした「安全な生活の基盤づくり」につながる事業をはじめ、計画期間内において重点を置き、着実に推進する事業を「重点事業」とし、前期実施計画期間である 3 年間の工程等を明らかにします。

※注①

現在の本市の財政状況からは、第 2 期基本計画後期実施計画事業から継続する事業の増額要素や新たに立ちあげる事業（以下「新規事業」という。）については、既存の事業の見直しなくして構築できる状況にはありません。3 の(2)のイに掲げる要件に合致する新規事業を構築する場合には、各部の創意工夫による事業構築が必要となります。

イ 「重点事業」の要件

(ア) 「安全な生活の基盤づくり」につながる事業

東日本大震災の甚大な被害を経験した後に策定する次期基本計画は、市民の生命を守り、安全を確保することを、全てに優先する取組としていることから、防災・安全の分野を中心とした「安全な生活の基盤づくり」につながる事業とします。

(イ) 「安全な生活の基盤づくり」以外で重点的に推進する事業

「安全な生活の基盤づくり」につながる事業以外で、各施策において重点的に推進し、工程に沿って着実に進捗させなければならない事業とします。ただし、計画期間中の各年度の工程が「検討」や「調整」等となる事業（準備段階にある事業）や、事業の終期がない永続的事业は、原則として除くものとします。

※注②

事業の終期がない永続的事业であっても、前期実施計画期間である平成 26 年度から 28 年度の間新たな取組が開始される事業については、「重点事業」に位置付ける可能性があります。

4 事業に係る経費

包括予算制度においては、従前のような、政策的経費・経常的経費という概念はなくなり、**「実施事業」及び「重点事業」の経費は、各部等の配分枠の一部として配分します。**なお、配分した経費は、これまでの政策的経費のように用途が限定されるものではありませんが、「重点事業」は工程に沿って着実に事業を進める必要があることから、**他の事業に経費を充当することを目的とした工程変更等を行えないこととします。**

※注③

平成 26 年度予算編成時におきましては、事前に第 2 期基本計画後期実施計画の全ての事業について、平成 26 年度以降も継続するか否かの判断を行った上で、各部に配当枠が配分されます。平成 26 年度以降も継続するという判断に至った後期実施計画事業で平成 26 年度の工程を予定していた事業の事業費枠については、事前に配分される配当枠に含まれています。

なお、次期基本計画前期実施計画に位置付けることを決定した**新規事業の財源については、事前に配分している配当枠から捻出することになります。**ただし、**3の(2)のイの(7)の要件に合致する事業の財源については、別途、配当枠の調整を行います。**しかし、それにも限りがあることから、これまで以上に厳しい判断を行うこととなります。**3の(2)のイの(7)の要件に合致する事業についても、各部の配当枠から財源捻出を行うなど、財源確保に努めてください。**

※注④

新規事業の中には、計画期間中に事業を立ち上げ、事業の終期のない永続的事業となる事業（例えば、各年度の工程が、半永久的に、「運営」や「支援」となる事業）も想定されます。こうした事業の中で、各部等の配当枠から財源捻出を行うことができなかつた事業については、**前期実施計画終了後（平成 29 年度以降）は、その事業に要する経費枠を差し引き、各部に配当枠を配分することとします。**よって、当該新規事業を平成 29 年度以降も継続する場合には、それまでに、各部による既存事業の見直しや財源確保が必要となります。

5 「重点事業」の計画表の提出

「重点事業」は、計画表の提出を受け、その計画表に基づき、**「重点事業」に位置付けるか否か等の査定を行い、平成 26 年度を初年度とする次期基本計画前期実施計画を決定します。**

6 事業の進行管理

事業の進行管理は、毎年度、事業が効率的・効果的に行われているかを把握し、次年度包括予算枠の算定に反映させるため、行政評価制度などを活用したいわゆる P D C A サイクルの一環として行います。

7 実施計画策定のスケジュール

		実施計画	包括予算制度
平成 25 年	8月	実施計画策定方針の決定	理事者事前ヒアリング
	9月	計画表の受付、事業の査定	各部等配当枠の配分
	10月	事業の査定、工程調整	理事者中間ヒアリング
	11月	実施計画書（案）の策定	
	12月	実施計画書（案）の決定	理事者最終ヒアリング
平成 26 年	1月		理事者最終ヒアリング（予備）
	2月		新年度予算（案）議会上程
	3月		新年度予算（案）議会審議（予算決定）
	4月	実施計画書の決定	

※注⑤

次期基本計画前期実施計画からは、「実施事業」「重点事業」の単位が、予算体系における小事業と同単位（実施事業＝小事業）となります。実施計画を策定する段において、事業単位の調整作業を行います。

平成 25 年 9 月 3 日 市長決裁